

令和３年１２月
農業委員会議事録

開催日：令和３年１２月２４日（金）
場所：越谷市農業技術センター２階
研修室
開会時刻：午前 ９時５４分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年12月24日（金）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗 原 和 紀
統括主幹 齋 藤 利 明
技 師 小 島 拓 也

（説明員） 開発指導課長 山 口 勇
開発指導課調整幹 田 中 克 尚
農業振興課調整幹 長 堀 寛
農業振興課主幹 加 藤 武 司
農業振興課主査 濱 野 洋 平
農業振興課主任 東 條 紘

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第3号議案 引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の発行について

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時40分

9. 会議の内容

局 長

定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

皆様、改めましておはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。

先日の東武よみうりに出ていました。この反対側に道の駅ができるということで、安ければ二十数億、高ければ五十数億かかるそうで、市のお金でやるということになっております。これから土地を買って建物を建てるとなると、どう見ても10年はかかるのかなと。

仮に10年先に道の駅ができたとしても、ここのところで農協のほうで、10年後の農業のアンケートをもらった方もおられるかと思いますが、10年後道の駅ができて、そこに今のマルシェよりも大きな直売所ができたところで、逆にそこに納める農家がないのではないのかなと。

22日に福田市長さんと会いましたので、その話をしまして、福祉にお金がかかるのは分かるけれども、もう少し農家を育てることを考えていただきたいというお話はさせていただきました。道の駅を造っても作物を出す人がいなければ、何にもならない話なので。

我々も農地を守る立場上、農家を育てることも一つなので、皆さんも何かの機会がありましたら、農協さんとか役所に、農地を守る農家を育ててもらえるようお願いをしていただければありがたいなと思っております。

このところ、オミクロンですか、また変わった変異株が出てきて、大阪では市中感染で小学生が感染したということでございます。どこに菌があるか分かりませんので、皆さんもこれから暮れ、正月を迎えますので、ぜひ気をつけていただいて、重症化は少ないとはいえ、

局長

感染すると隔離等いろいろ大変な思いをしますので、ぜひとも健康には注意をしていただきたいと思います。言葉整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

本日、出席委員は14名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日は第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての説明員として、農業振興課の長堀調整幹、加藤主幹、濱野主査、東條主任が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、4番の山崎委員、5番の渋谷委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定の1番から5番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成19年に春日部市内に本店を置き、主に建設業を営む法人です。現在、本店がマンションの一室であり、敷地内に2枠の駐車場を借りておりますが、作業車両の駐車場がなく土地を探していたところ、申請地は本店から約1.6キロメートルと近く、計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

いたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の祖父及び母親の家にも近く、将来の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は現在越谷市保健センター内に事務所を置く一般社団法人越谷医師会です。現在、公用車及び職員の通勤車両の駐車場として利用しておりましたが、土地所有者から明渡しの申出があり、保健センター周辺で土地を探していたところ、申請地は保健センターに近く計画したところ、権利者の同意が得られたことから、申請に及んだものです。

なお、令和3年8月17日付で駐車場として農用地区域から除かれております。

続きまして、4番及び5番については関連がありますので、一括して説明します。

4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和38年に蕨市に主たる事務所を置く学校法人です。現在、越谷市に第2サッカーグラウンドがあり、道路を挟んで反対側に駐車場がありますが、学園のバス及びジュニアチームの保護者による送迎用に利用しておりますが、駐車場が不足しているため駐車場用地を探していたところ、隣接する土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

5番の概要ですが、転用目的はグラウンドの敷地拡張です。転用理由といたしまして、現在のグラウンドは公式サイズのサッカーグラウンドではないため、公式戦及び練習試合ができないことから、公式サイズのサッカーグラウンドとして敷地拡張を計画し、土地所有者へ相談したところ、同意が得られ、申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

議 長

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について瀬尾委員、3番について三ツ木委員、4番及び5番について大熊委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

まず、1番の件についてご説明いたします。

12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は駐車場でございます。道路に既存のコンクリートブロックが設置されていることから、周囲の農地へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。

同じく12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的は住宅でございます。道路に接している南側を除いて周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲の農地へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

3番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

3番の件について、12月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。南側出入口部分を除き周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

7 番 委 員
(大熊委員)

4番及び5番について、大熊委員よりお願いいたします。

4番の件について説明いたします。

12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の

議 長

10 番 委 員
(田 口 委 員)

議 長
開 発 指 導 課

議 長

目的は駐車場です。一体利用地から出入りをする北側一部を除き、周囲にコンクリートブロックやメッシュフェンスを設置することから、周囲の農地への被害を及ぼすおそれはないと思います。

以上、報告いたします。

続きまして、5 番の件について説明いたします。

12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的はグラウンドの敷地拡張です。北側に地先境界ブロック及びメッシュフェンスを設置し、そのほかの周囲はグラウンドと接することから、周囲の農地への被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

すみません。5 番の件について質問させていただきたいと思います。

グラウンドの敷地拡張ということで、今回申請が上がっておりまして、既存のところと一体利用という形になるかと思っています。実際に案内図の9ページを見ていただくと、真ん中に農道になるのですか、道のほうがあって、今回敷地拡張に伴ってグラウンド整備をするに当たって、この道は多分なくなって、この北側のところに道路が新しく新設されるのではないかと思います。こちらの道路のほうの整備につきまして、どのような形になっていくのかご質問したいと思います。よろしく申し上げます。

事務局、お願いします。

私のほうからお答えさせていただきます。

今、ご質問にありましたとおり、グラウンドの中に道路が走っておりまして、これが北側のほうに付け替えという形になりまして、幅員6メートルの整備とともに道路が付け替えになりまして、新中島橋の交差点と一体利用になるような形で、道路整備していただきます。

以上でございます。

はい、どうぞ。

10番委員
(田口委員)

開発指導課

議長

10番委員
(田口委員)

議長

全員

議長

議長

統括主幹

こちらの道路整備につきましては、どこのほうが費用負担という形で整備されるのでしょうか。

こちらは開発行為許可の対象となりますので、武南学園のほうで整備いたします。

よろしいですか。

ありがとうございました。

ほかに。

なし。

ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から10番について、事務局から説明願います。

議案書の2ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から10番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、6番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和44年に鴻巣市に本店を置き、主に自動車業を営む法人です。現在、営業所の敷地の一部を社用車及び従業員の駐車スペースとして利用しておりますが、並列で駐車している状況であり、駐車場用地を探していたところ、申請地は営業所の隣接地で計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成29年に市内に本店を置き、主に運送業を営む法人です。現在、駐車場として2か所借地にて利用しておりま

すが、住宅が密集し、車両の出入りでの騒音や前面道路が狭いことなどにより、車両の集約化を図るため土地を探していたところ、申請地は前面道路も広く、4号バイパスへのアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

なお、令和3年8月17日付で駐車場として農用地区域から除かれております。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在両親が所有する市内のマンションに夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家から徒歩2分の距離に位置し、子育ての支援や将来の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在実家で両親と弟の4人で居住しておりますが、このたび結婚を機に自己用住宅の建築を計画し土地を探していましたが、見つからず、両親へ相談したところ、母親の所有する土地を勧められ、申請地は実家の隣接地であり、将来の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在実家に両親と夫婦の計4人で居住しておりますが、家財も増え手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家に程近く、将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、6番

8 番 委 員
(宇田川委員)

議 長

1 0 番 委 員
(田口委員)

について宇田川委員、7番について私から、8番及び9番について田口委員、10番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、6番について宇田川委員よりお願いいたします。

6番の件について説明いたします。

12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的は駐車場の敷地拡張です。北側出入口を除き周囲をコンクリートブロック設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

7番について、私から説明いたします。

7番の件について説明いたします。

12月17日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的は駐車場です。北側出入口の部分を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、8番及び9番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、8番の件について説明をいたします。

12月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックとフェンス及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、9番の件について説明をいたします。

同じく12月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
ありがとうございました。

2 番 委 員
(藤井委員)

10番について、藤井委員よりお願いいたします。

10番の件について説明いたします。

12月16日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、転用の目的は住宅です。道路に接している東側を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周りの農地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第2号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。

議案書の3ページを御覧ください。

第2号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明します。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が3筆で、面積は2,580平方メートル。平成30年12月26日から令和3年12月24日までの証明です。

次に、2番の内容ですが、筆数が3筆で、面積は933平方メートル。平成31年1月26日から令和3年12月24日までの証明です。

事務局からは以上です。

議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について、推進委員6番の関根委員、2番について、推進委員9番の齋藤委員よりお願いいたします。 それでは、1番について、関根委員よりお願いいたします。
6番推進委員 (関根委員)		それでは、1番についてご報告いたします。 12月13日に現地を確認いたしました。事務局の報告のとおり、特例適用農地3筆のうち1筆は農地中間管理農地として、ほかの2筆は田として適正に耕作されておりますので、ご報告いたします。 ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 2番について、齋藤委員よりお願いいたします。
9番推進委員 (齋藤委員)		2番について報告いたします。 12月14日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地3筆につきましては、適正に管理、耕作されておりますので、ご報告いたします。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。 続きまして、第3号議案 引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の4ページを御覧ください。 第3号議案 引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の発行につ

		いて説明いたします。 番号、出願人の順に読み上げます。 本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項の規定による農地中間管理事業のために行われる貸付けが開始された日から、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明です。 筆数が1筆で、面積は990平方メートルです。令和3年4月1日から令和3年12月24日までの証明です。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、推進委員6番の関根委員よりお願いいたします。
6番推進委員 (関根委員)		1番についてご報告いたします。 12月13日に事務局の立会いの下、現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり、特定貸付農地1筆は、農地中間管理農地として適正に管理されておりますので、ご報告いたします。 以上、よろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 [挙手全員]
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。 続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。 第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。 番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、

議
全
議

長
員
長

期間の順に読み上げます。

1 番、620平方メートル、再設定で、期間は5年です。

2 番、148平方メートル、再設定で、期間は5年です。

3 番、261平方メートル、再設定で、期間は5年です。

4 番、3 筆の合計1,103平方メートル、再設定で、期間は5年です。

5 番、6 筆の合計4,369平方メートル、新規で、期間は3年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農 業 振 興 課

越谷市農業振興課の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の7ページを御覧ください。第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご説明いたします。

令和3年10月15日から令和3年12月14日までの申出期間において、農業振興地域整備計画の変更に係る農用地区域からの除外の申出が6件ございました。農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、貴委負会のご意見をお聞きするものでございます。

農用地除外の今後の手続といたしましては、関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て、市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し支障がなければ、おおよそ1年程度後に農用地区域から除外され、農地法許可申請が提出されるという流れになります。

申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の案内地図、土地利用計画図を御覧ください。

それでは、ご説明いたします。まず、1番の概要でございますが、除外理由は資材置場でございます。申出人は、越谷市内に本社を置き、土木工事や解体工事などの建設業を営んでおります。現在は市内北部に資材置場を所有していますが、業績が順調に伸びており、これに伴い資材や建設土などのさらなる置場を必要としております。これまで、既存の資材置場で足りない場合には、一時的に資材置場として利用できる土地を借用して対応していましたが、借りられる土地も限られることや、今後も業務量の増加が見込まれることなどから、土地を借用しての対応も限界を迎えております。

このような中、主要な取引先が多い市内南部で土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出でございます。

なお、建築物の計画はございません。

続きまして、2番の概要でございますが、除外理由は敷地拡張でございます。申出人は、草加市に本社を置き、運送業を営んでおりますが、主な事業拠点は越谷市増森地区にあり、実質的な事業の中心地は越谷市内となっております。現在、業績が順調に伸びており、東埼玉道路の松伏町への開通も予定されることから、ますますの業務拡大が見込まれております。これまで、大型・中型車を中心に事業を行ってききましたが、排ガス抑制やドライバーの労務管理など、国土交通省等から求められる様々な目標を達成するため、小型車や軽車両に業務を分担し、事業の効率化を図る必要性が生じています。

このような中、大型車から小型車等に積み替えて輸送する集配所的

拠点を整備し、試行しておりましたが、より大きな倉庫への建て替えの必要性が生じていたところ、隣接する申出地を借り受けることができるようになったため、敷地を拡張し、倉庫として利用したいという申出でございます。

なお、拡張する敷地のうち、3筆のみが農用地となっております。また、建築面積は2,835平方メートルを予定しております。

続きまして、3番の概要でございますが、除外理由は敷地拡張でございます。申出人は、2番と同一でございます。業績が順調に伸びていることに伴い、運送車両の出入りが増えておりますが、本件の既存倉庫敷地の形状は、搬入・搬出通路の一部が狭くなっており、擦れ違いが困難な場合や、待機場所が不足する場合が多発しております。これを解消するために、搬入、搬出の時間を調整するなどしていますが、道路事情等により予定どおりにいかないことも多い状況となっております。

このような中、近隣への迷惑駐車防止や安全性確保のためにも、搬入・搬出通路の拡張の必要性が生じていたところ、申出地について借り受けることができるようになったため、敷地を拡張し、倉庫敷地として利用したいという申出でございます。

なお、建築物の計画はございません。

続きまして、4番の概要でございますが、除外理由は住宅でございます。申出人夫婦は、現在、申出地の近隣にある妻の実家にて、妻の両親と共に計4人で居住しています。しかし、現在は仕事の関係で別の場所に住んでいる妻の姉世帯が、約2年後に帰ってくる予定であることから、それまでに申出人は転居することとなっております。転居した後も、高齢な両親や親族をサポートするため、現居住地の近隣で土地を探していたところ、父が所有する申出地を譲り受けることができるようになったため、自己用住宅の建築をしたいとする申出でございます。

なお、建築面積は72.87平方メートルを予定しております。

続きまして、5番の概要でございますが、除外理由は住宅でござい

ます。申出人夫婦は、令和3年6月に結婚し、現在は市内の賃貸住宅に居住していますが、家財道具等が増えてくる中で現在のアパートでは手狭となり、新居を建築したいと考えるようになりました。将来の両親の介護や、共働きである申出人夫婦が子供を授かった時の子育てサポート体制などを考慮し、夫の両親の居住地の近隣で土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、自己用住宅の建築をしたいとする申出でございます。

なお、建築面積は85.94平方メートルを予定しております。

続きまして、6番の概要でございますが、除外理由は資材置場でございます。申出人は、草加市に本社を置き、主に解体工事などを営んでおります。現在は市内北部に資材置場を所有していますが、業績が順調に伸びており、既存の資材置場だけでは手狭な状況となっております。また、所有するダンプ2台について、草加市の市街地にある一般車も止まる駐車場を借りておりますが、ダンプは資材等を積んでいる場合もあり、安全性を考慮すると移動する必要が生じております。

また、仕事を請け負う地域が市内南部やその近隣、都内で多くなっていることから、越谷市の南部地域で土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出でございます。

なお、建築物の計画はございません。

農業振興課からは以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について藤井委員、2番について吉田委員、3番及び4番について渋谷委員、5番及び6番について私から説明いたします。

それでは、1番について、藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員
(藤井委員)

1番の件について、12月16日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は資材置場です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議長

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

9 番 委 員
(吉田委員)

2 番について、吉田委員よりお願いいたします。
2 番の件について、12月20日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は敷地拡張です。周囲に土留めブロックまたは擁壁及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

議長

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

5 番 委 員
(渋谷委員)

3 番及び4 番について、渋谷委員よりお願いいたします。
3 番の件について、12月17日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は敷地拡張です。東側に土留めブロックまたは擁壁及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、4 番の件について、同じく12月17日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議長

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。
ありがとうございました。

5 番及び6 番について、私から説明いたします。
5 番の件について、12月17日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

全
議

員
長

続きまして、6番の件について、同じく12月17日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は田で、除外理由は資材置場です。周囲に土留めブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の8ページから14ページです。第1号報告 農地法第3条第1項の規定による届出の受理について、6件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、15ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、16ページ及び17ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、13件の届出がありました。転用内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

議

長

報告事項は以上です。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、1月25日、火曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時40分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年12月24日

議 長

署名委員

署名委員